

2026年4月から

小児慢性特定疾病の医療受給者証の 記載事項が変わります

2026年4月以降、愛知県が発行する医療受給者証の記載事項について、以下の2点が変更となります。

- ① 加入医療保険情報（「保険者」、「記号及び番号」、「適用区分」）に係る項目の記載を廃止します。

オンライン資格確認により指定医療機関にて加入医療保険の情報を確認できるようになったため、項目を廃止することとなりました。

- ② 認定された「疾病コード」ではなく「疾病名」を記載します。

「疾病コード」が示す内容について、医療機関から度々問い合わせを受けていたことから、受給者証に認定された「疾病名」を記載するよう取り扱いを変更します。

※「疾病名」が記載されるようになることから、病名未告知の場合等、取り扱いにご注意ください。

2026年3月まで

医療受給者証

「保険者」、「記号及び番号」、「適用区分」の記載あり。

ア

疾病コード

疾病コード(5桁の数字)のみ記載

医療機関窓口で「疾病コード」だけでは何の病気か分からない…

2026年4月から

医療受給者証

「保険者」、「記号及び番号」、「適用区分」の記載が廃止されます。

ア

疾病名

認定された疾病名を記載

初めて通う医療機関窓口でも、事務員さんが対象の病気を判断できるので、スムーズに対応!